

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（再商品化等の基準）

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準は、当該年度において再商品化等をした次の表の上欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物について、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化等をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表中欄に掲げる割合以上であり、かつ、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表下欄に掲げる割合以上であることをする。

（再商品化等の基準）

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準は、当該年度において再商品化等をした次の表の上欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物について、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化等をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表中欄に掲げる割合以上であり、かつ、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表下欄に掲げる割合以上であることをする。

一 第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	百分の八 十	百分の八 十
	百分の五 十五（第一条第二号に掲げる特定家庭用機器）	百分の五 十五（第一条第二号に掲げる特定家庭用機器）

一 第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	百分の七 十	百分の七 十
	百分の五 十五（第一条第二号に掲げる特定家庭用機器）	百分の五 十五（第一条第二号に掲げる特定家庭用機器）

四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	器が廃棄物となつたものに於ては、百分の七十四)	百分の七	十
		器が廃棄物となつたものに於ては、百分の七十四)	百分の七	十
四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	器が廃棄物となつたものに於ては、百分の七十四)	百分の八	十二
		器が廃棄物となつたものに於ては、百分の七十四)	百分の八	十二
四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	器が廃棄物となつたものに於ては、百分の五十一)	百分の六	十
		器が廃棄物となつたものに於ては、百分の五十一)	百分の六	十
四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの	器が廃棄物となつたものに於ては、百分の五十一)	百分の六	十五
		器が廃棄物となつたものに於ては、百分の五十一)	百分の六	十五